○東北地方整備局告示第百四十九号

東北地方整備局及びＴＦＩ株式会社間において、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

平成二十四年九月二十八日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　道路の種類　一般国道

二　路線名及び位置　十三号　福島市大町七〇番一から同市本町四十七番一まで

三　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　ＴＦＩ株式会社　代表取締役　中木　文行

住　所　東京都千代田区有楽町二丁目七番一号

四　他の工作物の管理者の行う道路の管理の内容

平和通り地下駐車場の運営及び維持管理

附　則

この告示は、平成二十四年十月一日から施行する。

○関東地方整備局告示第三百四十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十八日　関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十九号　塩尻市大字広丘野村字観音堂九五八番二から同市大字広丘野村字上町一七〇一番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年九月三十日

○関東地方整備局告示第三百四十六号

平成九年建設省告示第千九百九十号（泉町駐車場）及び千九百九十一号（赤坂公共駐車場）、平成十二年建設省告示第千五百七十六号（羽衣・伊勢佐木地下駐車場）、平成十五年関東地方整備局告示第二十八号（八日町地下駐車場）は、廃止する。

平成二十四年九月二十八日　関東地方整備局長　森北　佳昭

附　則

この告示は、平成二十四年九月三十日に施行する。

○関東地方整備局告示第三百四十七号

関東地方整備局長及びＴＦＩ株式会社代表取締役間において、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年九月二十八日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　道路の種類　一般国道

二　路線名及び位置　二百四十六号　東京都港区元赤坂一丁目二〇一番一から同区元赤坂一丁目一一〇番一まで

三　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　ＴＦＩ株式会社　代表取締役　中木　文行

住　所　東京都千代田区有楽町二丁目七番一号

四　他の工作物の管理者の行う道路の管理の内容

赤坂公共駐車場の運営及び維持管理

附　則

この告示は、平成二十四年十月一日から施行する。

○関東地方整備局告示第三百四十八号

関東地方整備局長及びＴＦＩ株式会社代表取締役間において、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年九月二十八日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　道路の種類　一般国道

二　路線名及び位置　十六号　八王子市八日町三番八から同市八日町四番九まで

三　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　ＴＦＩ株式会社　代表取締役　中木　文行

住　所　東京都千代田区有楽町二丁目七番一号

四　他の工作物の管理者の行う道路の管理の内容

八日町地下駐車場の運営及び維持管理

附　則

この告示は、平成二十四年十月一日から施行する。

○関東地方整備局告示第三百四十九号

関東地方整備局長及びＴＦＩ株式会社代表取締役間において、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年九月二十八日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　道路の種類　一般国道

二　路線名及び位置　十六号　横浜市中区長者町六丁目九六番二から同市中区羽衣町三丁目五八番一まで

三　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　ＴＦＩ株式会社　代表取締役　中木　文行

住　所　東京都千代田区有楽町二丁目七番一号

四　他の工作物の管理者の行う道路の管理の内容

羽衣・伊勢佐木地下駐車場の運営及び維持管理

附　則

この告示は、平成二十四年十月一日から施行する。

○関東地方整備局告示第三百五十号

関東地方整備局長及びＴＦＩ株式会社代表取締役間において、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年九月二十八日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　道路の種類　一般国道

二　路線名及び位置　五十号　水戸市泉町三丁目三番から同市泉町一丁目二八番まで

三　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　ＴＦＩ株式会社　代表取締役　中木　文行

住　所　東京都千代田区有楽町二丁目七番一号

四　他の工作物の管理者の行う道路の管理の内容

泉町駐車場の運営及び維持管理

附　則

この告示は、平成二十四年十月一日から施行する。

○北陸地方整備局告示第九十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十八日　北陸地方整備局長　橋場　克司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百六十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
氷見市脇方字丑ヶ端無番から同市宇波字越前四八六三番一まで	前	一二・〇〇～三〇・八〇メートル	〇・三五八キロメートル
	後	八・〇〇～二六・四〇メートル	〇・三五六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所